

石狩北部地区消防事務組合監査第3号

令和2年度監査結果に関する報告の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により監査したので、同条第9項の規定に基づき、その結果を別紙のとおり公表する。

令和2年9月28日

石狩北部地区消防事務組合
監査委員 白井 応隆

石狩北部地区消防事務組合
監査委員 高橋 孝志

監査報告の写しは、石狩北部地区消防事務組合総務課にも備え置きますので、閲覧を希望される方は申し出ください。

令和2年度

定期監査結果報告書

石狩北部地区消防事務組合監査委員

1 監査期間

令和2年6月18日から令和2年6月30日まで

2 監査範囲

令和2年度監査等計画に基づき、令和元年度の事務執行分を基本とし、必要に応じ、他の年度の執行状況を勘案して監査を行うこととし、その範囲は次のとおりとした。

【対象部署・実施期間】

対象部署	抽出課	実施期間
消防本部	総務課	6月18日～6月30日
当別消防署	総務課	〃
新篠津消防署		〃
石狩消防署	総務課	〃

【監査項目・対象書類】

監査項目		対象書類
①収入金の収入事務		調定、納入通知など、収入に関する書類
消防本部	分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、道補助金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、組合債	
②旅費の支給事務		旅行命令簿、復命書など、旅費に関する書類
③支出事務 ア 報酬		任用（雇用）決議書、出勤簿など、報酬支出に関する書類
消防本部	総務課	
石狩消防署	総務課	
イ 報償費、ウ 需用費、エ 役務費、オ 委託料（予定価格20万円未満）、カ 使用料及び賃借料、キ 備品購入費（予定価格20万円未満）、		選任、支出に関する決定書、執行決議書などの支出に関する書類
ク 負担金及び交付金		補助金等交付申請書など、補助金の支出に関する書類
消防本部	石狩北部地区消防事務組合幼年少年婦人防火委員会運営交付金	
④契約事務（予定価格20万円以上）		執行決議書（起工決議書）など、契約に関する書類

消防本部	情報管理システム保守点検業務委託、デジタル複合機借上、人事給与・財務会計システム更新業務委託、平成31年度パソコン借上、化学消防ポンプ自動車Ⅱ型購入、石狩消防署非常用自家発電設備更新工事、新篠津消防庁舎耐震改修工事实施設計業務委託、小型動力ポンプ付き積載車（6分団）、小型動力ポンプ付き積載車（8分団）、高規格救急自動車購入、救助工作車売払い、高度救急シミュレーター購入、令和元年度パソコン借上げ
------	--

3 監査方法

監査の実施にあたっては、監査対象部署から、あらかじめ関係書類の提出を求めた。また、監査を進めるにあたり、財務に関する事務が、関係法令等に基づき適正に執行されているかを主眼として監査を実施した。

なお、監査において疑問が生じた場合は、関係する職員から説明を受けた。

4 監査結果

次のとおり指導を要する事項が見受けられた。

消防本部

- (1) 旅費の支給事務について
 - ・出張において、旅行命令簿に記載されていない。(2件)
- (2) 支出事務について(委託料)
 - ・業務委託において、小額執行決議書が作成されていない。(3件)

当別消防署

常備

- (1) 旅費の支給事務について
 - ・概算払において、精算がされていない。(2件)

新篠津消防署

常備

- (1) 支出事務について(委託料)
 - ・業務委託において、契約書の金額と支払金額が違っていた。(1件)

非常備

- (2) 支出事務について(需用費)
 - ・車両修繕において、小額執行決議書の内容と支払額が違っていた。(1件)

石狩消防署

常備

- (1) 支出事務について(需用費)
 - ・物品購入において、小額執行決議書が作成されていない。(3件)
- (2) 支出事務について(委託料)
 - ・業務委託において、執行決議書が作成されていない。(1件)

非常備

- (1) 支出事務について(需用費)
 - ・物品購入において、小額執行決議書が作成されていない。(1件)